

## 年金記録確認石川地方第三者委員会(第1回) 議事要旨

1. 日 時 平成19年7月13日 (金) 15時30分から17時15分

2. 場 所 石川行政評価事務所 所長室

3. 出席者

(委員会) 東委員長、久乗委員長代理、茅野委員、高嶋委員、早川委員、広川委員  
(石川行政評価事務所) 神谷所長、国友次長、中田事務室長(行政相談課長) ほか  
(石川社会保険事務局) 寺年金課長

4. 主な議題

- (1) 委員長互選
- (2) 委員長挨拶
- (3) 委員自己紹介
- (4) 委員長代理の指名
- (5) 委員会の運営について(運営規則等)
- (6) 委員会の所掌事務等について
- (7) 年金業務概要説明(石川社会保険事務局)
- (8) 年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針について
- (9) その他

5. 会議経過

- (1) 議事に先立ち、神谷所長から委員に対し総務大臣の任命状が交付された。
- (2) 任命状交付後、神谷所長から以下の趣旨のあいさつが行われた。

委員の皆様方には、お忙しい中、年金記録確認石川地方第三者委員会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

年金記録確認石川地方第三者委員会は、年金記録の確認について、社会保険庁側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的証拠を持っていない事例について、ご本人の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録の訂正に関して公正な判断を下すことを任務としています。

地方委員会では、総務大臣が決定した基本方針に基づいて、全国統一性を確保しつつ、申立人の方々の身近なところで、個別の申立案件についてご審議いただきます。

当委員会における委員の皆様を活発で真摯なご審議をお願いいたします。

- (3) 東委員が委員長に互選された。

(4) 東委員長から以下の趣旨のあいさつが行われた。

委員会発足に当たって、一言ご挨拶を申し上げます。

年金記録確認の問題は、申立人本人にとって切実な問題であり、市民社会としても喫緊の重要課題であろうと思います。

さきほど、総務大臣の辞令を受け、あらためてその責任の重さに身が引き締まる思いがしております。

申立ての趣旨を十分に汲み取り、申立人本人の目線に立って、誠実かつ公正、公平な判断を行い、もって、国民の年金に対する信頼を一刻も早く回復することが、当委員会に課せられた使命であると考えます。

委員の皆様と共に、一致協力してこの難問に取り組み、職務を全うしてまいる所存でございますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

(5) 委員会の運営について、以下のように決定した。

- ・ 委員長の指名により、久乗委員が委員長代理に指名された。
- ・ 委員会の運営規則が事務室から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

- ・ 委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

(6) 石川社会保険事務局から、年金記録の管理の状況のほか、石川県内の社会保険事務所等における相談の受付状況等について説明があった。平成19年7月12日現在、年金相談窓口において59,796件の照会があった事案のうち、記録が確認できなかったものが107件、記録の一部が確認できなかったものが10件あり、この117件の事案が第三者委員会への審査を申し出る可能性があることなどが説明された。また、現在、社会保険事務所において記録を照会中又は審査中のものが604件あることが説明された。

説明後、604件のうち、どの程度の数が第三者委員会へ申し出る可能性があるかとの質問があり、記録を照会中又は審査中の事例であるため不明であるとの回答があった。

(7) 次回の委員会については、県内社会保険事務所への事案の申込み状況をみたらうえて、早期に開催することとした。

文責：事務室  
後日修正の可能性あり